

令和7年度介護施設等における感染拡大防止対策支援事業(福島県地域医療介護総合確保基金事業)に係る留意事項

1 補助対象施設

地域医療介護総合確保基金（介護施設の整備分）に係る管理運営要領（以下「管理運営要領」という。） 第2条（6） 参照

2 補助対象経費

管理運営要領 別表1（6）参照

※昨年度より、補助金上限額、補助率が変更されています。ご留意願います。

3 交付額の算定方法

管理運営要領 第3条（1）参照

4 その他

(1) 提出書類について

ア 事業計画書（別紙様式第1号の4）については記載例を参考にしてください。

イ 事業費の内訳が分かる資料とは、見積書や契約書等の写し及び申請する機器や工事等の内容（仕様）の分かるものを添付してください。

(2) 事業実施期間について

工事及び工事代金の支払いを完了させ（間接補助の場合、市町村から補助事業者への支払いまで）、工事代金の支払いが分かる資料を添付した実績報告書を令和8年2月27日（金）までに提出することができるよう、事業期間を計画すること。

(3) 今後のスケジュールについて(予定)

内示及び交付決定は管理運営要領が施行され次第、県の交付要綱及び実施要領も同様に改正した後、実施します。

※内示前に実施した機器の購入や工事等については事業対象外となります。内示後、交付決定前着手届出書（別紙様式第2号）を提出することで、（自己の責任において）交付決定前に着手することもできます。

(4) 内示額の通知について

内示については、設置主体（法人）宛てに通知しますので、法人担当者は施設担当者に共有願います。